

令和元年(2019年)10月1日から

小規模な飲食店にも消火器具の設置が必要になります！

飲食店等の消火器具の設置基準が改正されました



現 在



延べ面積150m²以上の飲食店等は消火器具の設置が必要



改正後



延べ面積150m²未満の飲食店等にも消火器具の設置が必要

※すべての飲食店等に消火器具の設置が必要になります。

ただし、次のいずれかに当てはまる場合は免除されます。

- ①火を使用する設備や器具を設けていない場合
- ②火を使用する設備や器具に、調理油過熱防止装置、自動消火装置、圧力感知安全装置などの防火上有効な対策が取られている場合

延べ面積150m²以上の飲食店等は、これまでどおりに消火器具の設置が必要です。

今回の改正は、平成28年12月22日に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を受け改正に至ったものです。

糸魚川火災⇒全焼120棟、半焼・部分焼27棟、焼損面積約40,000m²

1 火を使用する設備または器具とは

ガスコンロ、グリラー、カセットコンロ（客席で使用するものを含む）などが該当します。
電磁誘導加熱調理器具、電子レンジ等は該当しません。

2 防火上有効な措置について

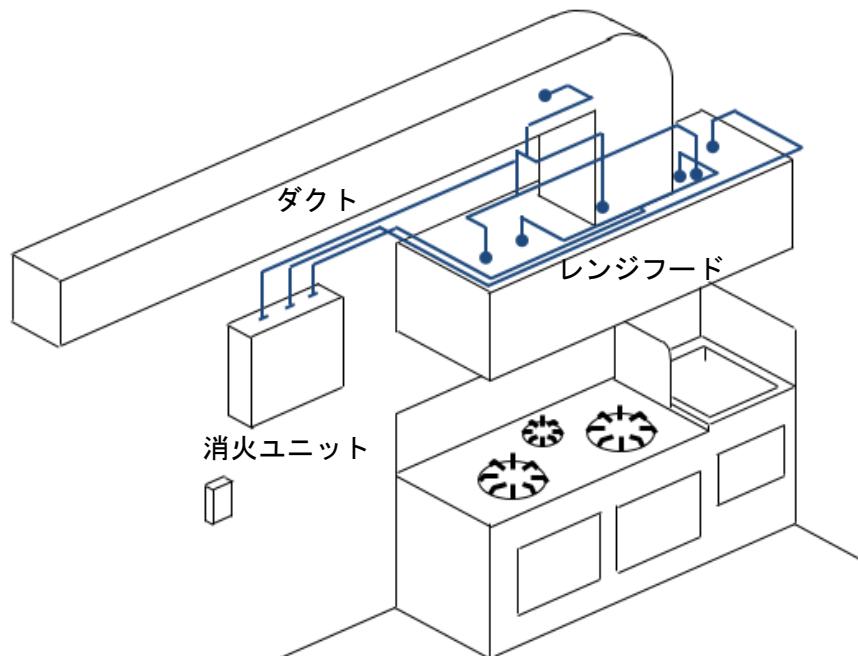
① 調理油過熱防止装置

鍋等の温度の過剰な上昇を感じて自動的にガスの供給を停止して火を消す装置をいいます。
※立消え安全装置しかついていないものは該当しません。



② 自動消火装置

火を使用する設備の火災時、自動的に感知して消火薬剤を放出して火を消す装置をいいます。



③ その他の装置 例：圧力感知安全装置

過熱等によるカセットボンベ内の圧力上昇を感じし、自動的にガスの供給を停止して火を消す装置などがあります。

3 消火器具の設置場所について

延べ面積150m²未満の飲食店は、対象となる火気使用設備、器具がある階に設置することになります。

4 設置した消火器具は定期に点検・報告が必要です

設置した消火器具は、機器点検を6ヶ月ごとに実施し、その結果を1年以内ごとに管轄の消防署に報告して下さい。

小規模な建物の消火器は自ら点検・報告することができます！！

総務省消防庁で点検用のアプリを用意しています。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8_h29/syokaki_tenken_app.html

ただし、製造から5年を超えるものは噴射の点検を行う必要がありますので、資格を持っている人でなければ点検して報告することは出来ません。

問い合わせ先

能代山本広域市町村圏組合消防本部予防課・能代消防署 電話 0185-52-3312

ニツ井消防署 電話 0185-73-2327

三種消防署 電話 0185-85-3100

八峰消防署 電話 0185-76-3119

